

質問書

令和4年1月31日

国立大学法人北海道大学
総長 審金 清博 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司



本学で雇用される事務系職員の在宅勤務における通信回線費、光熱水費、及びその他の費用負担について、次のとおり質問いたします。下記質問に対し令和4年2月14日までに回答がない場合は、費用負担に関する就業規則の定めはないものと判断いたしますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、必ず期日までに回答願います。

記

1. 現在行われている事務系職員の在宅勤務について、実施に伴う通信回線費、光熱水費、及びその他の費用を在宅勤務者の負担とすることを定めた就業規則の有無を明らかにしてください。

なお、これらの負担については令和2年4月17日付け海大秘第223号「新型コロナウイルス感染症の感染防止等のための事務系職員の在宅勤務の実施について（通知）」の別添「事務系職員の在宅勤務の実施に関する取扱い」に定めがありますが、労働者に費用負担をさせる定めをする場合は就業規則にそれを記載して行政官庁に届け出なければならないことが労働基準法第89条第5号に定められておりますので、必ず就業規則の有無をお示し願います。

以上